



## お知らせ

### 平成29年分障害者控除対象者認定書の申請を受け付け

高齢福祉課  
☎229-3156 FAX229-3334  
各総合支所市民福祉課(福祉課)

障害者控除対象者認定書は、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などを持っていない人で、身体の状態が一定基準に該当する人が、所得税や市民税で障害者控除を受けるときに必要な書類です。なお、交付には申請から1週間程度かかります。

#### 対象者(いずれにも該当する人)

- ・65歳以上の人
- ・要介護・要支援認定を受けている人
- ・各種手帳を交付されている人と同程度の身体または精神に障がいがあるとみなされる人  
※各種手帳を持っている人でも、認定書を使うことでより多くの控除を受けられる場合があります。

**申請者** 本人または家族(同居以外の家族が申請する場合は委任状が必要)

#### 申請に必要なもの

- ・本人の介護保険証(コピー可)
- ・申請者と本人の印鑑
- ・保険証・運転免許証など申請者を確認できる書類

**受付場所** 高齢福祉課または各総合支所市民福祉課(福祉課)

**受付開始日** 1月4日(木)

#### 小型特殊自動車をお持ちの人へ

市民税課  
☎229-3129 FAX229-3331

小型特殊自動車に該当するフォーク・リフトなどや乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機などには軽自動車税が課税されます。これらの車両を所有している人は、軽自動車税の申告をしてナンバープレート(標識)の交付を受けてください。

※軽自動車税は、所有していることに基づいて課税されません。公道走行の有無とは関係

ありません。

**対象車両** ①農耕用小型特殊自動車(農耕トラクタ、コンバイン、田植機など)②その他小型特殊自動車(フォーク・リフト、ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラなど)

**該当要件** ①最高速度が時速35km未満(乗用装置があるもの)  
②次の全てを満たすもの

- ・車両の長さ4.7m以下
- ・車両の幅1.7m以下
- ・車両の高さ2.8m以下
- ・最高速度 時速15km以下

**税率(年額)** ①2,400円②5,900円

**申告場所** 市民税課または同課久居分室、各総合支所市民福祉課

**申告に必要なもの** 所有者の印鑑、届出者の印鑑、販売証明書または譲渡証明書(買主または譲受人の住所・氏名、売主または譲渡人の住所・氏名・押印、車台番号、メーカー名、排気量などの記載があるもの)

### 「美杉地区社会福祉協議会」の紹介

## 地域とつながる vol.9



美杉地区社会福祉協議会  
会長 海住 克己 さん

#### Q 地域の特徴は？

美杉地域は高齢化率が高く、市内で最も広大な面積を有します。各種地域団体と一体となり、さまざまな事業に取り組んでいます。

#### Q 特徴のある活動は？

地域内で助け合い、顔が見えるお付き合いができるよう「あったか正月を迎える『歳末餅つき大作戦』」事業を行っています。今年で24回目を迎え、毎年、たくさんの小中学生やボランティアの皆

さんに参加していただいています。ついたお餅は、80歳以上の人がいる世帯に声掛けを兼ねてその日のうちに配布します。また参加者は、その場でつきたてを食べて交流を深めています。



「歳末餅つき大作戦」の様子

#### Q 今後の地区社会福祉協議会に対する会長の思いは？

地域のつながりづくりの場である「サロン」の数は46あり、人口割合から見ると活発に活動しています。今後も各種地域団体と連携を密にし、活動を続けていくことが地域を豊かにすると考えています。みんなが元気な地域になるようさまざまな事業を行っています。